

令和6年第1回春日井市議会定例会

附属資料〔I〕

(条例案、一般議案及び報告関係)

目 次

議案番号	議 題	
第16号議案	春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	1
第17号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について	1
第18号議案	春日井市病院事業の設置等に関する条例及び春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	2
第19号議案	春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について	2
第20号議案	春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について	2
第21号議案	春日井市犯罪被害者等支援条例について	3
第22号議案	春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	3
第23号議案	春日井市消防本部等設置条例の一部を改正する条例について	4
第24号議案	春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	4
第25号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	4
第26号議案	春日井市野外キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	4
第27号議案	春日井市介護保険条例の一部を改正する条例について	5

第28号議案	春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について・・・	6
第29号議案	春日井市子どもの家条例の一部を改正する条例について・・・	7
第30号議案	春日井市立保育園条例の一部を改正する条例について・・・	7
第31号議案	春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例について・・・	8
第32号議案	春日井市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例について・・・	8
第33号議案	春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例について・・・	8
第34号議案	市道路線の廃止について・・・	8
第35号議案	市道路線の認定について・・・	8
報告第1号	令和5年度春日井市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について・・・	9

第16号議案

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1 次のとおり新たに附属機関を設けるもの（別表関係）

附属機関	担当事務	委員の定数
(1) 住生活基本計画 推進協議会	住生活基本計画の策定及び推進に関する審議	10人以内
(2) 西部地区新調理場 整備運営事業者 選定委員会	西部地区新調理場の整備及び運営に係る事業者の選定等に関する審議	5人以内

2 新たに設ける附属機関の委員の報酬を次のとおりとするもの

（特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例別表関係）

(1) 住生活基本計画推進協議会委員 日額7,300円

(2) 西部地区新調理場整備運営事業者選定委員会委員 日額20,600円

3 施行日 令和6年4月1日

第17号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正（令和5年政令第347号。令和6年4月1日施行）に準じ、危険物の貯蔵所に係る設置許可申請審査手数料の金額を次のとおり引き上げるもの（別表関係）

区分	貯蔵最大数量	金額	
		現行	改正案
浮き屋根式特定屋 外タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所	1,000kℓ以上 5,000kℓ未満	1,180,000円	1,450,000円
	5,000kℓ以上 10,000kℓ未満	1,410,000円	1,720,000円
	10,000kℓ以上 50,000kℓ未満	1,590,000円	1,920,000円
	50,000kℓ以上 100,000kℓ未満	1,950,000円	2,360,000円
	100,000kℓ以上 200,000kℓ未満	2,270,000円	2,740,000円
	200,000kℓ以上 300,000kℓ未満	4,550,000円	5,640,000円
	300,000kℓ以上 400,000kℓ未満	5,820,000円	7,240,000円
	400,000kℓ以上	7,070,000円	8,790,000円

- 2 建築基準法施行令の一部改正（令和5年政令第280号。令和6年4月1日施行）等に伴い、次のとおり手数料を整備するもの（別表関係）

事務	単位	金額
(1) 大規模の修繕又は模様替における既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件	27,000円
(2) 大規模の修繕又は模様替における既存建築物の道路内に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件	27,000円
(3) 既存建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件	27,000円

- 3 施行日 令和6年4月1日

第18号議案

春日井市病院事業の設置等に関する条例及び春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 地方自治法の一部改正（令和5年法律第19号。令和6年4月1日施行）に伴い、次の条例の規定を整備するもの
- (1) 春日井市病院事業の設置等に関する条例（昭和35年春日井市条例第4号）
 - (2) 春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年春日井市条例第48号）
- 2 施行日 令和6年4月1日

第19号議案

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について

- 1 職員の定数を次のとおり増員するもの（第2条関係）

区分	現行	改正案
市長の事務部局（市民病院以外）	1,504人	1,544人
消防機関	309人	321人
上下水道事業の事務部局	96人	101人

- 2 施行日 令和6年4月1日

第20号議案

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

- 1 次の会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするもの
- (1) 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（第14条の2関係）
 - (2) 任期の定めが6月以上であり、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員（第25条の2関係）
- 2 期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおりとするもの（第14条、第14条の2、第25条、第25条の2関係）

(単位：月分)

区分	現行			改正案		
	6月	12月	合計	6月	12月	合計
期末手当	1.25	1.35	2.6	1.225	1.225	2.45
勤勉手当	—	—	—	0.5125	0.5125	1.025
合計	1.25	1.35	2.6	1.7375	1.7375	3.475

3 施行日 令和6年4月1日

第21号議案

春日井市犯罪被害者等支援条例について

- 1 犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、各関係者の責務を明らかにし、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めるとともに、総合的に推進し、もって市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することをこの条例の目的とするもの（第1条関係）
- 2 基本理念を次のとおりとするもの（第3条関係）
 - (1) 犯罪被害者等は、個人としての尊厳を尊重され、これにふさわしい処遇を保障される権利を有すること。
 - (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じ、適切に行われるとともに、二次被害及び再被害を生じさせることのないように十分配慮して推進されなければならないこと。
 - (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が社会において孤立することなく安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されるよう行われなければならないこと。
 - (4) 犯罪被害者等支援は、市及び関係機関による相互の連携及び協力の下に推進されなければならないこと。
- 3 市、市民及び事業者の責務を定めるもの（第4条—第6条関係）
- 4 犯罪被害者等支援のための総合窓口を市に設置するとともに、経済的負担の軽減等のため必要な支援を行うこととするもの（第7条—第9条関係）
- 5 施行日 令和6年4月1日

第22号議案

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和5年法律第48号。公布の日（令和5年6月9日）から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日施行）に伴い、規定を整備するもの（第3条—第5条関係）
- 2 特定個人情報の利用範囲について、規定を整備するもの（別表第2、別表第3関係）
- 3 施行日 2 公布の日
 - 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日

第23号議案

春日井市消防本部等設置条例の一部を改正する条例について

- 1 消防署の位置を春日井市北城町3丁目2番地2（現行 春日井市梅ヶ坪町109番地1）とするもの（第4条関係）
- 2 施行日 令和6年4月1日

第24号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 1 地方税法施行令の一部改正（令和5年政令第132号。令和5年4月1日施行）に伴い、後期高齢者支援金等課税額の限度額を220,000円（現行 200,000円）とするもの（第2条関係）
- 2 次のとおり所得割に係る率並びに被保険者均等割額及び平等割額の税率を引き上げるもの（第3条、第5条、第6条の2、第6条の4、第7条、第9条、第10条関係）

区分		現行	改正案
基礎課税額	所得割	5.9%	6.5%
	均等割	24,500円	28,200円
	平等割	22,000円	改正なし
後期高齢者支援金等課税額	所得割	2.0%	2.2%
	均等割	9,900円	10,500円
	平等割	9,000円	改正なし
介護納付金課税額	所得割	1.5%	1.8%
	均等割	9,700円	11,200円
	平等割	6,000円	6,100円

- 3 施行日 令和6年4月1日

第25号議案

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 学校運営協議会委員の報酬を年額11,000円とするもの（別表関係）
- 2 施行日 令和6年4月1日

第26号議案

春日井市野外キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

- 1 野外キャンプ場を廃止するもの
- 2 施行日 令和6年10月1日

第27号議案

春日井市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 介護保険料の保険料率を次のように改めるもの（第3条関係）

区 分	保険料率	
	現行	改正案
(1) 生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者又は公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯全員が市民税非課税の者	34,764円	30,466円
減額賦課	20,858円	19,083円
(2) 公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下であって世帯全員が市民税非課税の者（前号以外の者）	48,669円	43,524円
減額賦課	31,287円	30,132円
(3) 世帯全員が市民税非課税の者（前2号以外の者）	52,146円	46,202円
減額賦課	48,669円	45,867円
(4) 本人が市民税非課税で公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯員が市民税課税の者（前3号以外の者）	59,098円	56,916円
(5) 本人が市民税非課税であって世帯員が市民税課税の者（前各号以外の者）	69,528円	66,960円
(6) 合計所得金額が120万円未満の者（本人が市民税課税。以下同じ。）	79,957円	77,004円
(7) 合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	86,910円	83,700円
(8) 合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	104,292円	100,440円
(9) 合計所得金額が320万円以上400万円未満の者	111,244円	107,136円
(10) 合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	118,197円	113,832円
(11) 合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	125,150円	123,876円
(12) 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者	128,626円	133,920円
(13) 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者	132,103円	147,312円
(14) 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の者	139,056円	160,704円
(15) 合計所得金額が2,000万円以上の者		174,096円

2 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の49に規定する保健福祉事業として、市長が別に定める事業を行うこととするもの（第9条の2関係）

3 保健福祉事業に要する財源が不足する場合に、その財源に充てるため、介護給付費準備基金を処分することができることとするもの（春日井市介護給付費準備基金条例第7条関係）

4 施行日 令和6年4月1日

第28号議案

春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

- 1 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正（令和6年厚生労働省令第16号。令和6年4月1日施行）等に準じ、次のとおり規定を整備するもの
 - (1) 春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年春日井市条例第40号）の一部改正
指定地域密着型サービス事業者の種別に応じ、それぞれ次のとおり規定するもの
 - ア 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととするもの（第24条等関係）
 - イ 身体的拘束等の適正化のため委員会を定期的開催しなければならないこととするもの（第92条等関係）
 - ウ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならないこととするもの（第106条の2等関係）
 - エ サービスの利用開始において利用者の転入届出日等から3月の経過を確認しなければならないこととするもの（第114条等関係）
 - オ 利用者の病状の急変に対応するため、あらかじめ協力医療機関を定めることとし、その要件を設けるもの（第125条等関係）
 - (2) 春日井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成29年春日井市条例第42号）の一部改正
指定居宅介護支援事業者について次のとおり規定するもの
 - ア 原則として常勤の介護支援専門員を利用者44人（現行 35人）当たり1人とするもの（第5条関係）
 - イ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととするもの（第16条関係）
 - ウ 利用者との毎月の面接において、一定の条件の下、2回に1回はテレビ電話装置等を利用して利用者に面接することができることとするもの（第16条関係）
 - (3) 春日井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年春日井市条例第41号）の一部改正
指定地域密着型介護予防サービス事業者の種別に応じ、それぞれ次のとおり規定するもの
 - ア 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととするもの（第42条関係）

- イ 身体的拘束等の適正化のため委員会を定期的開催しなければならないこととするもの（第53条関係）
 - ウ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならないこととするもの（第63条の2等関係）
 - エ サービスの利用開始において利用者の転入届出日等から3月の経過を確認しなければならないこととするもの（第75条関係）
 - オ 利用者の病状の急変に対応するため、あらかじめ協力医療機関を定めることとし、その要件を設けるもの（第83条関係）
- (4) 春日井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年春日井市条例第20号）の一部改正
- 指定介護予防支援事業者について次のとおり規定するもの
- ア 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受ける場合の人員配置及び管理者要件を規定するもの（第5条等関係）
 - イ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととするもの（第33条関係）
 - ウ 利用者との3月ごとの面接において、一定の条件の下、2回に1回はテレビ電話装置等を利用して利用者に面接することができることとするもの（第33条関係）
 - エ 指定介護予防支援事業者の指定を受ける指定居宅介護支援事業者が市長から情報の提供を求められた場合は、その求めに応じなければならないとするもの（第33条関係）
- 2 指定介護予防支援事業者の指定申請等に係る審査について、居宅介護支援と一体的に行うため申請を同時に行う場合は、その手数料を徴収しないこととするもの（春日井市手数料条例別表関係）
- 3 施行日 令和6年4月1日

第29号議案

春日井市子どもの家条例の一部を改正する条例について

- 1 子どもの家を次のとおり新たに設置するもの（別表第1関係）

名 称	位 置
東高森台子どもの家	春日井市高森台7丁目3番地

- 2 施行日 令和6年12月24日

第30号議案

春日井市立保育園条例の一部を改正する条例について

- 1 前並保育園の位置を春日井市前並町2丁目8番地1（現行 春日井市四ツ家町字二ツ杵132番地）とするもの（別表関係）
- 2 施行日 令和6年4月1日

第31号議案

春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 1 会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするもの（第20条関係）
- 2 施行日 令和6年4月1日

第32号議案

春日井市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例について

- 1 水道法の一部改正（令和5年法律第36号。令和6年4月1日施行）に伴い、規定を整備するもの（第4条関係）
- 2 施行日 令和6年4月1日

第33号議案

春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

- 1 水道法の一部改正（令和5年法律第36号。令和6年4月1日施行）に伴い、規定を整備するもの（第5条、第33条、第38条関係）
- 2 水道料金の徴収方法に指定納付受託者による納付方法を追加するもの（第29条関係）
- 3 施行日 令和6年4月1日

第34号議案

市道路線の廃止について

廃止路線 1件

第35号議案

市道路線の認定について

認定路線 15件

報告第1号

令和5年度春日井市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について
補正予算の専決処分（1月18日付）

<一般会計>

(単位：千円)

款	内 容 等	金 額
3 民 生 費 805,249	1 物価高騰対応重点支援給付金事業 (1) 住民税均等割のみ課税世帯 対象：5,500世帯 100,000円／世帯 (2) こども加算 対象：4,600人 50,000円／人 財源内訳 国庫支出金	805,249 805,249